

## ○綾部市文化・スポーツ活動激励金支給要領（内規）

（趣旨）

第1条 市長は、本市の青少年の健全育成及び文化・スポーツの推進・発展に寄与することを目的として、文化活動・スポーツ競技の国際大会又は全国大会等に出場する個人または団体に対して、この要領の定めるところにより、文化・スポーツ活動激励金（以下「激励金」という。）を支給する。

（支給対象者）

第2条 激励金の支給の対象となる者は、下記の支給対象大会に出場する小学生、中学生、高校生（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。）及びこれらに準じるものとして市長が認める個人又はこれらの者を構成員とする団体であって、当該個人又は団体の構成員が次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市に住所を有する者
- (2) 市内の学校に在学する者

（支給対象大会）

第3条 文化活動・スポーツ競技に係る、公的機関、公的な団体等が主催又は共催する国際大会、全国大会以上の規模で行われる大会であって、次の各号のいずれにも該当するもの。

- (1) 大会の出場に当たり、府大会以上の予選会、選考会等を経て出場するもの。ただし、大会主催者が認める選出方法（推薦、標準記録等）により予選会、選考会等を免除された場合は、この限りでない
- (2) 出場者の順位を競う大会であって、単なる出場者の交流を目的とするものでないもの
- (3) 予選会に参加した全ての者又は団体が出場できる大会でないもの
- (4) その他市長が激励金の支給にふさわしいと判断した大会等

（支給額）

第4条 激励金の支給額は、別表に定めるところとする。

（市長の激励）

第5条 大会出場までに、原則出場報告として市長を訪問し、市長の激励を受けるものとする。

（支給の申請）

第6条 激励金の支給を受けようとする出場者等は、文化大会、スポーツ競技大会等が開催される日の10日前までに、激励金交付申請書（別記様式第1号）を

市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(支給の決定)

第7条 前条に規定する申請書を受けた市長は、その内容が適当であると認められた場合は、速やかに激励金を支給するものとする。

(実績報告書)

第8条 激励金の支給を受けた出場者等は、大会の終了後、速やかに激励金実績報告書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(激励金の返還)

第9条 激励金の支給を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、支給額の全額を返還しなければならない。

- (1) 第6条に規定する申請に虚偽又は不正があった場合
- (2) 第6条の規定に基づく申請書に記載する大会等が開催されなかった場合又は出場ができなかった場合
- (3) この要領の趣旨に反すると市長が認めた場合

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

大会区分と交付額			
国際大会	個人		20,000円
	団体	団員 1～4人 団員 5人以上	1人につき 20,000円 1団体につき 100,000円
全国大会	個人		10,000円
	団体	団員 1～4人 団員 5人以上	1人につき 10,000円 1団体につき 50,000円

※団体にあつては、出場者に限り、監督、代表者、コーチ、団体役員、出場又は出品に漏れた者は除く。

※交付対象者が、個人競技及び団体競技の両方に出場する場合は、団体競技を優先する。

※同一選手又は同一団体で複数回全国大会等に出場する場合は、年度2回限りとする。

※当激励金制度の交付を受けた大会に出場し、当該大会の結果により上位大会への出場が決定した場合には、差額分の激励金を交付する。

※市内に住所を有し、同一の大会に同一団体のチームとして5名以上で出場または出品する場合は、団体扱いとする。

※市内に住所を有し、市外に所在する団体等に所属するものが、団体の一員として大会に出場または出品する場合は個人扱いとなる。ただし、5名以上の場合は団体扱いとする。

※他市及び他の機関等から、同様の支援を受けている場合は支給対象としない。